

# 事業所得者の方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方の場合

## 【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

**手順1**  
5ページ  
参照

〇〇 税務署長 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0123

住所 XXX-XXXX 個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX

フリガナ コクセイ タロウ

氏名 国税 太郎

生年月日 3 49 11 16

第一表

マイナンバー  
(個人番号)を  
記入する必要  
があります。

明治・・・「1」  
大正・・・「2」  
昭和・・・「3」  
平成・・・「4」

**手順2**  
6ページ  
参照

収入金額等	事業等	36542800	税 金 の 計 算	課税される所得金額	2897000
	農業			上記に対する税額又は第三表の	192200
	不動産			配当控除	
	利子			区分	
	配当			(特定増改等)区分	
	給与			住宅購入優待等区分	
	雑			政党等寄付金等特別控除	
	公的年金等			住宅新築等特別控除	
	その他			所得控除・数値控除	
	短期			所得控除特別控除	
長期		所得控除特別控除	192200		
一時		災害減免額			
合計	4899127	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
事業等	4899127	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
農業		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
不動産		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
利子		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
配当		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
給与		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
雑		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
合計	4899127	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
雑損控除		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
医療費控除	100000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
社会保険料控除	829720	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
生命保険料控除	50000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
地震保険料控除	12000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
寄附金控除		所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
寡婦、寡夫控除	0000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
勤労学生、障害者控除	0000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
配偶者特別控除	0000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
扶養控除	630000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
基礎控除	380000	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		
合計	2001720	所得引所得税額(基本所得税額)	192200		

**手順4**  
19ページ  
参照

○黒字の場合…  
100円未満の端数を  
切り捨てた金額(黒  
字の金額が100円  
未満の場合は「0」  
を記入します。

○赤字の場合…  
金額の頭に「△」又  
は「-」をつけてそ  
のままの金額を記  
入します。

**手順3**  
11ページ  
参照

所得から差し引かれる金額	雑損控除		そ の 他	所得控除特別控除	196200
	医療費控除	100000		所得控除特別控除	121200
	社会保険料控除	829720		所得控除特別控除	75000
	生命保険料控除	50000		所得控除特別控除	75000
	地震保険料控除	12000		所得控除特別控除	75000
	寄附金控除			所得控除特別控除	75000
	寡婦、寡夫控除	0000		所得控除特別控除	75000
	勤労学生、障害者控除	0000		所得控除特別控除	75000
	配偶者特別控除	0000		所得控除特別控除	75000
	扶養控除	630000		所得控除特別控除	75000
基礎控除	380000	所得控除特別控除	75000		
合計	2001720	所得控除特別控除	75000		

**手順5**  
23ページ  
参照

該当する事項  
がある方のみ  
記入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0123456789

記入例②

1234567890

記入例③

80000  
~~70000~~

【第二表】

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際金額とは異なります。

手順1  
5ページ  
参照

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X-X-X  
 所号 〇〇商店  
 フリガナ コクセイ タロウ  
 氏名 国税 太郎

○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		円	円

○雑所得（公的年金等以外）の総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○特別適用条文等

○所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除	11 医療費控除	12 社会保険料控除	13 小規模企業共済等掛金控除
14 新生命保険料の計	15 地震保険料の計	16 寄附金の所在地・名称	17 寄附金
18 生命保険料控除	19 寡婦（寡夫）控除	20 配偶者の氏名	21 配偶者の生年月日
22 扶養控除	23 扶養控除額の合計	24 配偶者控除	25 配偶者特別控除

手順3  
11ページ  
参照

手順2  
6ページ  
参照

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事回数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除）額
国税 良子	XXXXXXXXXXXXXX	妻	明・大 49.7.20	12月	1,200,000

手順6  
24ページ  
参照

○住民税・事業税に関する事項

14 扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除
国税 二郎	XXXXXXXXXXXXXX	子	平 21.06.01		

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

【参考】青色申告決算書（一般用）

※ この記載例の決算書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

FA0203

平成29年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	〇〇市△△町X-X-X-X	フリガナ氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎	事務所所在地	
事業所所在地	□□町X-X町X-X-X	電話番号	(自宅) XX-XXXX-XXXX (事業所) XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
業種名	〇〇業	屋号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会

平成30年 2月16日

損益計算書 (自 1月 1日 至 12月 31日)

提出用	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
提出用 (平成二十五年分以降用)	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	36,542,800	消耗品費	15,123,33	貸倒引当金	9,836,33
	期首商品(製品)類	5,057,425	減価償却費	9,242,65	雑戻引当金	
	仕入金額(製品等)	26,249,120	福利厚生費	1,091,00	計	9,836,33
	小計	31,306,545	給料費	17,520,00	専従者給与	1,200,000
	期末商品(製品)類	6,090,045	外注工費		貸倒引当金	1,587,71
	差引原価	25,216,500	利子割引料	3,759,93	計	1,358,771
	差引金額	11,326,300	地代家賃	1,320,00	青色申告特別控除額	5,549,127
	租税公課	1,395,00	費倒金	8,270,00	青色申告特別控除額	6,500,000
	荷造運賃	7,852,00			所得金額	4,899,127
	水道光熱費	1,948,92				
	旅費交通費	805,40				
	通信費	1,368,21				
	広告宣伝費	1,187,00				
	接待交際費	1,561,31				
	損害保険料	4,220,00	雑費	2,977,70		
修繕費	8,280,00	計	45,167,65			
		差引金額	6,809,535			

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。